

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

平成30年度 障害者雇用創出・就労啓発事業での地域ネットワーク形成に関する協働契約

2 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

3 事業の目的

本事業は、障害者の雇用及び就労啓発を目的としたショップを、平成32年に新市庁舎（北仲通地区）及びJR関内駅北口高架下（関内駅周辺地区）に設置するにあたり、近接エリア内に位置する2つのショップの連携を図りながら、地域で活動している市民、事業者、団体等を有機的につなげる地域ネットワークを形成し、共生社会の実現に寄与する活動を持続的に行える仕組みづくりを、平成30～32年度の3か年をかけて協働契約により実施することを目的とする。

➤ショップ概要（現段階の計画であり、実際の計画とは異なる場合があります）

①新市庁舎ショップ

新市庁舎3階低層階に位置し、飲食物の提供可能な機能の他、市政情報の提供を行う刊行物の販売スペースを有する（想定面積：約160㎡）。

障害者を雇用してショップ（業態の指定はなし）を運営すること、障害者就労に関する啓発を実施すること等を事業目的とする。運営事業者は今後公募予定。

[参考] 横浜市市庁舎移転新築工事 基本設計

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/kihonsekkei.html>

[参考] 横浜市ふれあいショップ事業

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/fureai/fuleai.html>

[参考] 横浜市ふれあいショップ事業実施要綱

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/fureai/30propo.html>

[参考] 横浜市ふれあいショップ補助金交付要綱

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/fureai/30propo.html>

②JR関内駅北口高架下ショップ

JR関内駅北口高架下に位置し、飲食物の提供可能な機能を有する（想定面積：約80㎡）。

障害者を雇用したショップ（飲食店）を運営し、障害者就労に関する啓発を実施すること等を事業目的とする。運営事業者はジェイアール東日本グループ。

[参考] 市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/shuro/keihatsu-kobo2.html>

4 実施場所

本事業の実施場所は、横浜市内とし、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で特定した受託者が指定するところとする。

5 業務内容

本事業の業務内容は、次のとおりとする。

【30年度実施分】

(1) 2つのショップの連携方法の検討

近接エリアに位置する2つのショップに繋がりを持たせる連携方法について、運営事業者を含めて検討すること。

(2) 新市庁舎ショップの公募内容の検討

新市庁舎ショップ運営事業者公募に向け、新市庁舎整備計画との融和や、本事業目的に合致した提案を得られるよう、公募内容の検討を行うこと。

(3) その他、事業実施に必要な業務

【31年度実施予定】

(1) 地域ネットワークの形成

地域で活動している市民、事業者、団体等の情報を収集し、それらを2つのショップと有機的につなげるネットワークを形成すること。

(2) ネットワークを活かした活動の企画及び情報発信

2つのショップを活用して、障害理解の促進、共生社会の推進といったイベントやワークショップを開催し、その活動や取組を市内に発信すること。

(3) その他、事業実施に必要な業務

【32年度実施分】

(1) 持続可能な仕組みづくり

地域ネットワークが継続していく活動になるような仕組みづくりを行うこと。

(2) その他、事業実施に必要な業務

6 業務の実施について

本業務の実施に際しては、横浜市市民協働条例（以下、「協働条例」という。）第12条第1項に定める協働契約を締結することとする。業務を進めるにあたっては、横浜市健康福祉局障害企画課と連絡調整し、互いに協力して行う。

(1) 業務実施体制

業務の実施にあたっては、次の内容を行うことのできる技術者を置く。従事人数は1人以上とする。

管理者：業務進捗管理、業務方針及び業務手法の検討・策定、その他全体統括

調査員：業務方針及び業務手法に沿った事業企画及び運営、報告書等の作成、

横浜市との打合せの実施、その他業務実施に必要な事項

(2) 契約に必要な事項

協働条例第12条第2項に規定する事項（本業務の進め方並びに役割、費用及び責任の分担）については、横浜市と協議の上、決定する。

(3) 事業評価

本業務終了後、協働条例第15条に定める事業評価を相互に実施する。

7 個人情報の保護、秘密保持

受託者は、この契約による業務を遂行するにあたっては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

8 情報セキュリティ管理

受託者は、この契約による業務を遂行するにあたっては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 支払方法

一括後払いとし、受託者の提出する請求書に基づき支払う。

10 契約区分

確定契約

11 その他

この業務説明資料に定めない事項については、別途協議して定める。